

【令和5年度 いすみ市移住支援事業補助金（移住支援金） 簡易フローチャート】



移住する直前に、連続して1年以上、『東京23区に在住』又は『東京圏(注)から東京23区に通勤』している
※在住と通勤の期間は合算可能

YES

NO

本補助金の対象にはなりません

NO

下記①～③のいずれかに該当

①就職（一般）
千葉県の就職マッチングサイト「千葉県地域しごとNAVI」に掲載の移住支援金対象法人に就職し、3ヶ月以上在職している



②就職（専門人材）
内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職し、3ヶ月以上在職している

③起業
いすみ市で起業し、千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を受けてから1年以内である



NO

移住する直前10年間のうち通算して5年以上、『東京23区に在住』又は『東京圏(注)から東京23区に通勤』している
※在住と通勤の期間は合算可能

YES

(注)東京圏とは、東京都、神奈川県、埼玉県のうち条件不利地域以外の地域
※千葉県は対象となりません

YES

NO

いすみ市へ転入後3ヶ月経過した日から1年以内である

YES

本補助金の対象となる可能性があります

〔単身：60万円〕〔世帯：100万円〕※子ども加算あり

※このフローチャートは簡易版のため、ご自身が対象になるかならないかなど詳細については、必ずお問い合わせください。

【問合せ先】いすみ市役所 企画政策課 移住交流推進室（電話0470-62-1332）